

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(平成21年3月26日京都市条例第66号)(都市計画局建築指導部建築指導課)

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)西京桂坂地区計画(以下「桂坂地区計画」といいます。)が変更され、新たに桂坂第21地区として区分された区域において地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおり当該区域内における建築物の用途及び敷地に関する制限を定めることとしました。

計画地区の名称 (適用区域)	制 限	
	事 項	内 容
桂坂第21地区 (桂坂地区計画 の区域のうち、 地区整備計画に おいて桂坂第2 1地区として区 分された区域)	建築物の用途の制限	建築することができる建築物  (1) 1戸建て専用住宅  (2) 診療所(住宅を兼ねるものを含む。)  (3) 巡査派出所、公衆電話所及び建築基準法施行令(以下「令」といいます。)第130条の4に規定する公益上必要な建築物  (4) 前3号の建築物に付属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル

この条例は、平成21年3月26日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第66号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 桂坂第20地区の項の次に次の1項を加える。

桂坂第21地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂第21地区として区分された区域
---------	--

別表第2 桂坂第1地区、桂坂第2地区、桂坂第4地区、桂坂第8地区、桂坂第12地区及び桂坂第13地区の項中「及び桂坂第13地区」を「桂坂第13地区及び桂坂第21地区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)